

令和元年度 ミニデイ型・運動型通所サービス事業者研修会資料

# 基準緩和型通所サービスの 利用期間の取扱いの見直しについて

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課



## 見直し趣旨

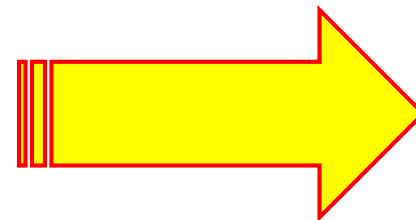
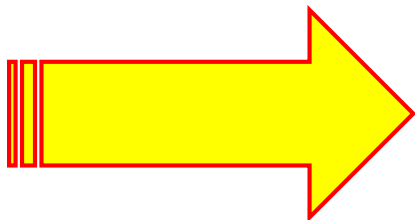
平成28年6月より総合事業として本市独自の基準緩和型通所サービスを創設し、利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目的として事業を実施してまいりました。

事業開始以降、各種事業の検証を行い、それらの結果を踏まえ、本サービスの目的を再認識し、介護予防効果をさらに発揮できるように、利用期間の取扱いを見直すものです。

# 基準緩和型通所サービスの目的（再確認！）

サービス利用で  
状態の維持・改善！

利用終了後は  
自主的・継続的に取り組む！



取扱い見直し後も  
サービスの目的は変わりません。

## 対象サービス

- ▶ ミニデイ型通所サービス
- ▶ 運動型通所サービス

## 見直し時期

- ▶ 令和2年4月

# 令和2年4月からの取扱いについて（1）

## 【利用期間の更新について】

- ▶ 事業対象者相当の心身の状態である場合は、  
利用期間を更新できるものとします。

# 令和2年4月からの取扱いについて（2）

## 【更新判定までの流れについて】

① 事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状況を確認します。



② 事業者は確認後、当該基本チェックリストを担当のいきいき支援センター<sup>\*</sup>に提出します。



③ いきいき支援センターが更新可否の判定を行います。

チェックリストは、  
①事業所保管分（写し）  
②いきいき提出分（写し）  
③地域ケア推進課提出分（原本）  
が必要です。



※委託ケースの場合は、いきいき支援センターを委託先の居宅介護支援事業所と読み替えてください。

# 令和2年4月からの取扱いについて（3）

## 【更新判定について ①】

①事業対象者相当 → 直近3か月利用期間更新可

②事業対象者非該当相当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援するための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能です。

※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となります。

更新不可判定が出ても、すぐにサービス利用終了するわけではありません。

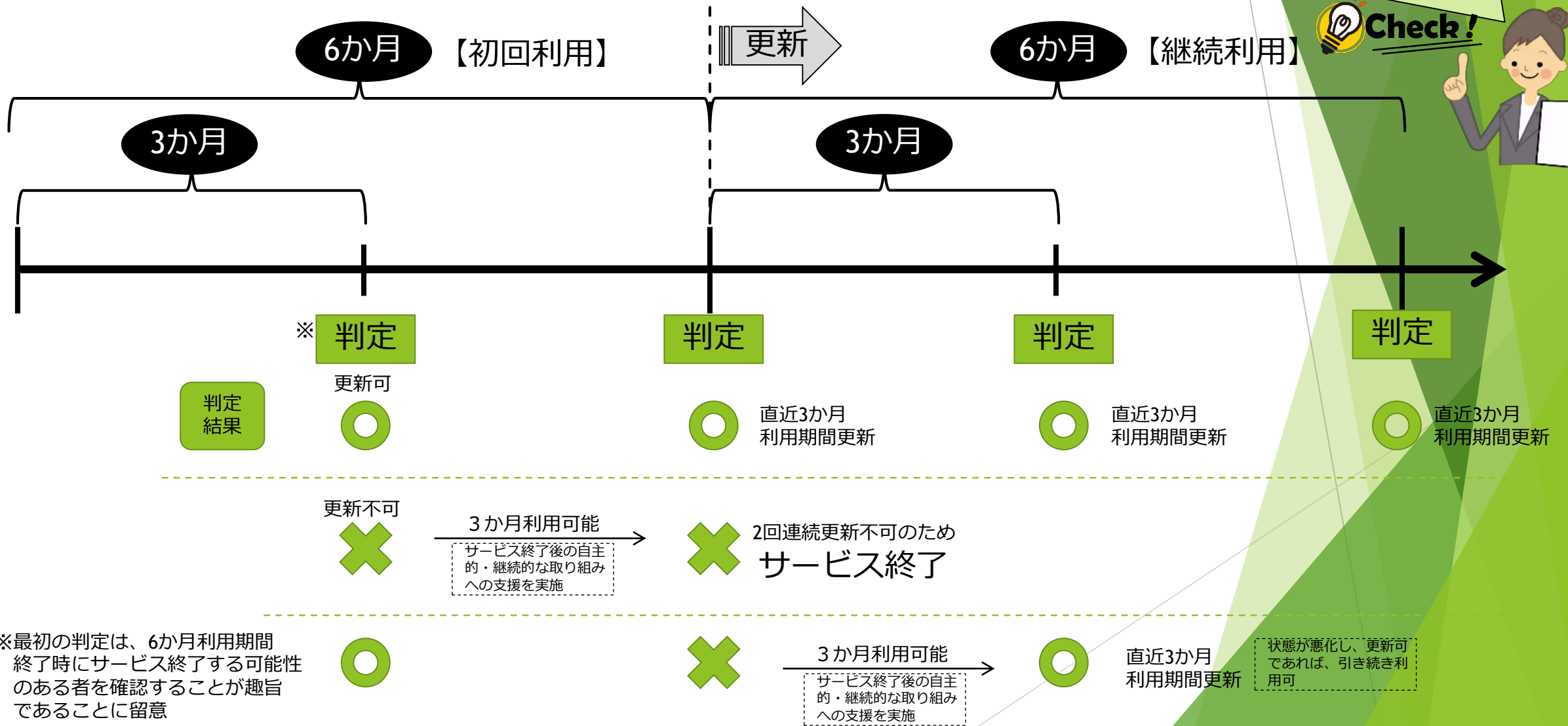


**Check!**



# 令和2年4月からの取扱いについて（4）

## 【更新判定について ②】





# 令和2年4月からの取扱いについて（5）

## 【ケアプランについて ①】

- ▶ 初回利用時は6か月のケアプランを作成
- ▶ ケアプランに位置付けられている  
当該サービスの利用期間終了時の判定結果が

更新可の場合 → 利用期間6か月の  
ケアプランに変更※

更新不可の場合 → 利用期間3か月の  
ケアプランに変更※  
(連続して更新不可だった場合を除く)

「更新可」の場合、更新期間は直近3か月ですが、次回判定で更新不可でもその後3か月利用可能なので、6か月のケアプランを作成できます。

※なお、ケアプランは「更新可」でも「更新不可」でも利用期間更新のみの場合は軽微な変更で取り扱うことができます。

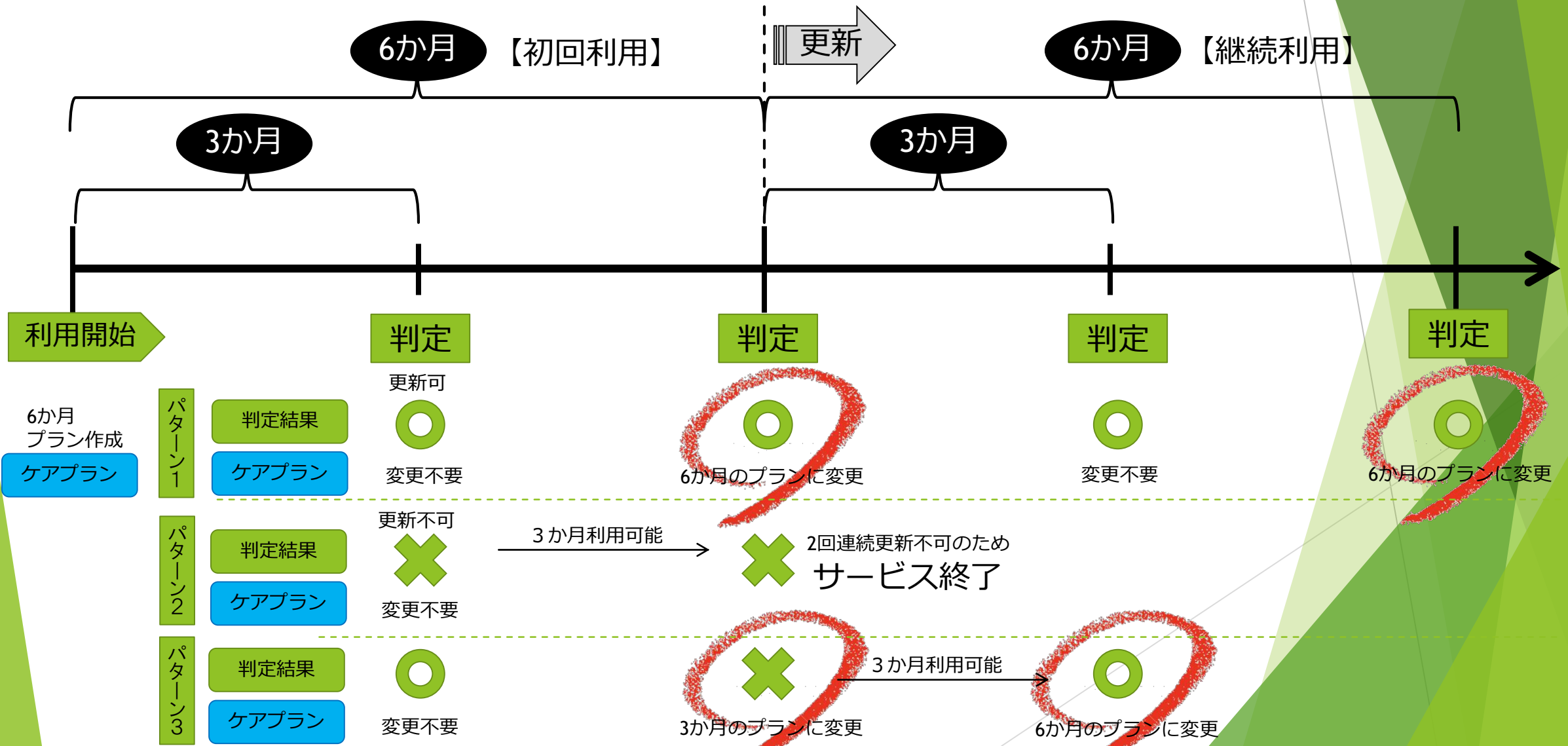


**Check!**



# 令和2年4月からの取扱いについて (6)

## 【ケアプランについて ②】



## 令和2年4月からの取扱いについて（8）

### 【基本チェックリストの結果の取扱いについて】

- ▶ いきいき支援センター → 事業対象者の判定のために実施

※事業対象者非該当判定となった場合は、  
サービス対象者から外れるので、  
当該サービス及び他のサービスも利用できません

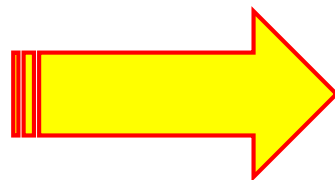
- ▶ サービス事業所 → サービス利用更新判定のために実施

※更新不可判定が2回連続となり、サービス終了となった場合でも、  
要支援・事業対象者の認定・判定が取り消されるものではないため、  
ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できます

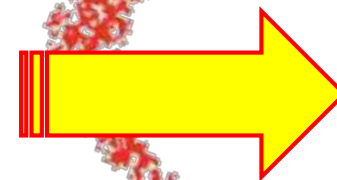
# 令和2年4月からの取扱いについて（7）

## 【更新不可判定（状態が改善）となった場合】（連続して更新不可だった場合を除く）

サービス利用で  
状態の維持・改善！



利用終了後は  
自主的・継続的に取り組む！



更新不可判定が出たら、残り3か月の利用です。  
利用終了後の自主的・継続的に介護予防に取り組めるよう、事業所・いきいき支援センター等関係機関が連携して支援する必要があります。

# なごや介護予防・認知症予防プログラム 研修会の開催について

- ▶ 開催時期 令和2年2月20日（木） 9:20～17:50
- ▶ 場所 名古屋市立大学 本部棟4階ホール  
瑞穂区瑞穂町字川澄1

※詳細は、別紙資料またはNAGOYAかいごネットで  
ご確認ください。

ミニデイ型通所サービスの指定を受ける際、  
本研修修了者を事業所に1名以上配置する  
ことが指定要件となっておりますので、  
今後指定を考えられている事業所におきま  
しては、本研修を必ず受講してください。



## 「運営の手引き」について

- ▶ ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの「運営の手引き」を作成しています。
- ▶ NAGOYAかいごネットから適宜ダウンロードしてください。
  - ・ミニデイ型 事業者向け> なごや介護予防・認知症予防プログラム
  - ・運動型 事業者向け> 総合事業> 運動型通所サービスの事業概要

※令和2年4月からの見直し内容については、  
現行版の手引きには反映していません。  
改訂版は年度内に作成予定です。